

資料
〔翻訳〕

1681年フランス海事王令試訳（3・完）

箱井崇史・訳

第5編 海で行われる漁業

第1章 漁業の自由

第1条 [636] 海上漁業はすべての王国臣民に自由であり、これが享受されるべきことを宣言する。国王は、本王令の認める漁網および漁具を用いて遠洋および沿岸で漁業を行うことを王国臣民に対して許可する。

第2条 [637] タラ漁、ニシン漁およびマグロ漁のために、アイルランド、スコットランド、イギリスおよびアメリカ沿岸、ならびに、テール・ヌーヴ〔(ニュー・ファンドランド)〕の漁場、総じて漁業を行うことのできるすべての海に〔遠洋航海とみなされる〕漁に出る王国臣民は、各航海のために提督の船舶許可証を取得しなければならない。

第3条 [638] 檣、帆および操舵装置を備える船舶で鮮魚*の漁を行う王国臣民について、これらの者は、毎年1通の船舶許可証を取得することで足り、帰還時には何らの報告義務も負わない。ただし、これらの者が、海難を発見し、何らかの船団を目撃し、または、海において顕著な事態に遭遇したときは、この限りで

* 遠洋航海を中心とした前条の漁業（魚の塩・油漬けなど保存処理を要する）に対して、本条は沿岸漁業の場合をいうものと解される。Poissons frais は、さしあたり鮮魚と訳した。

ない。この場合、海事裁判所の官職者にその届出をしなければならず、この届出は費用を要することなく受理するものとする。

第 2 章 各種の漁網

第 1 条 [639] 漁師は、フォル、ドレーグ、トラモもしくはトラマヤードと称される漁網*、または、本王令に定める他の漁網を、以下に定める期間と方法において用いることができる。

第 2 条 [640] フォル〔網〕は 5 プス**四方の網目を有するものとする。これは 2 日を超えて海中に留めてはならない。これに違反したときは、〔網を〕没収し、25 リーヴルの罰金を課する。

第 3 条 [641] フォル〔網〕で漁業をする者は、荒天または敵によって妨げられない限り、適時にかつ潮汐ごとに〔網を〕点検をするため、海上では常にその網のもとに留まらなければならない。

第 4 条 [642] ドレーグ〔網〕は 1 プス 9 リーニュ***四方の網目を有するものとする。この網の両側に装着されるトラモ〔網〕またはハモ〔網〕****は、9 プス四方の網目を有するものとする。1 プラス*****ごとに 1 リーヴル半を超える錘を付けてはならず、これに違反したときは、上に命じた制裁を課する。

第 5 条 [643] ただし、ハチミシマ漁は、2 月 15 日から 4 月 15 日までの間、13 リーニュ四方の網目〔の漁網〕によってこれを行うことができる。

* フォル網 (Folles) は、エイ、チョウザメ、マグロ、ネズミイルカなど大型の魚を捕るための目の粗い漁網であり、強靱であるため船舶等を害する危険が高いため次条以下の規定が置かれた (Valin, tome 2, pp. 649 et s.)。ドレーグ網 (Dreigues) は現在の drége (地引き網、底引き網)、トラモ網 (Tramaux) またはトラマヤード網 (Tramaillades) は、現在の tramail (三枚網、三重刺し網) にそれぞれ相当する漁網であると思われる。

** 1 プス (pouce) は 12 分の 1 ピエの長さで、約 27 ミリメートル。

*** 1 リーニュ (ligne) は 12 分の 1 プスの長さで、約 2.25 ミリメートル。

**** 原語は trameaux et hameaux であり、前者は第 1 条のトラモ網 (Tramaux) と綴りがやや異なっているが (Valin および L'auteur anonyme のテキストでも同じ)、何らかの違いがあるのかは不明である。なお、ここではドレーグ網の両側に装着される網をいっている。

***** 1 プラス (brasse) は両手を広げた長さに相当し、約 1.66 メートル。

第6条 [644] 夜間に漁を行おうとする漁師は、その漁網を海中に設置する間、異なる3回の灯火*を標示しなければならない。これに違反したときは、50リーヴルの罰金を課し、かつ、これにより生じたあらゆる損害を賠償する義務を課する。

第7条 [645] ドレーグ〔網〕漁船の漁網が、錨、岩または他の同種の障害物にかかり、そのために船舶が航行を続けられなくなったときは、乗組員は、船舶が漁網がかかった地にある間、夜間には灯火を標示しなければならない。これに違反したときは、〔前条と〕同じ制裁を課する。

第8条 [646] ピコ**と称される漁網の網目はドレーグ〔網〕のそれと同じ大きさとし、1プラスごとに最大1カルトロン***の錘を付ける。海水を打つために鉄具を装着しまたは鋭くした竿を用いることを禁止する。これに違反したときは、10リーヴルの罰金を課する。

第9条 [647] 海に出た漁師には、漁場に先着した者またはすでに漁を開始している者たちを害するおそれのある場所に自己の漁網を設置または流すことを禁止する。これに違反したときは、すべての損害賠償金の支払いおよび50リーヴルの罰金を課する。

第10条 [648] さらに、漁船団にあるすべての漁師には、当該船団の漁師が漁網を海に入れた後に、他の場所に移動するために〔船団内の〕順位を離れることを、〔前条と〕同じ制裁をもって禁止する。

第11条 [649] イワシ漁は、4リーニュー四方またはそれ以下の網目をもつ漁網によってこれを行うことができる。

第12条 [650] レジュール〔という魚卵の撒餌〕は、これが検査を受け、良好なものであると確認されたのでない限り、漁師がイワシを集めるために用いることを禁止し、商人が販売することを禁止する。これに違反したときは、300リーヴルの罰金を課する。

* 3回の灯火については、網揚げの場合についてニシン漁の例が [688] にある。

** ピコ網 (Picots) は、ドレーグ網を小さくしたような漁網で、ノルマンディーでカレイ・ヒラメを捕るために用いられたとされる (L'auteur anonyme, p. 457.)。

*** 1カルトロン (quarteron) は質量の単位で4分の1リーヴル。

第13条 [651] 3月、4月および5月の間、ガンギ〔網〕、ブルガン〔網〕およびマルクセク〔網〕*を用いる漁、ならびに、シラスの漁を禁止する**。これに違反したときは、漁網および船舶を没収し、かつ、50リーヴルの罰金を課する。

第14条 [652] また、〔前条の定めと〕同じ月に、潟の入口または河口から200プラス以内でブリエ〔網〕***で漁をすることを、〔前条と〕同じ制裁をもって禁止する。

第15条 [653] さらに、漁師には、潟に張られたバステュード〔網〕****またはその他の網で囲われた魚を、フィシュール*****と称される器具で捕獲することを禁止する。これに違反したときは、身体刑を科する。

第16条 [654] 各海事裁判所の書記課には、その管轄区域に居住する漁師が海または海岸で漁を行うために用いている各種の漁網の網目見本を置くものとする。国王代訴官には、本条の実施に際して注意深く監視することを命じる。これに違反したときは、〔各種の〕違反について自己の名をもって責任を負う。

第3章 生簀・養魚場*****

第1条 [655] 海岸上、入り江および可航河川の河口に、高パルクおよび低パ

* ガンギ (Ganguy) およびブルガン (Bregin) は同義であり、地中海沿岸で用いられ、小船に装着された網目の非常に細かい網をいうとされる (L'auteur anonyme, p. 460.)。また、マルクセク (Marqueseque) も網目の小さな網の名で、シラス (Nonnat) を捕るためにプロヴァンス沿岸で用いられていた。なお、本条および次条は、魚の産卵期に稚魚などを保護しようとするものと解される (v. Valin, tome 2, p. 666.)。

** 本条のこの部分は、文脈から見て Valin の指摘するように王令の記述を修正して解するのが適切であると考え、本文のように訳した (v. Valin, tome 2, p. 665.)。なお、nonnat は、フランス沿岸にいる白く小さい魚の総称であり、さしあたりシラスと訳した。

*** 原語は Boulier であるが、bolier ともいい、これには現代語で船底引き網などの訳語がある。

**** バステュード網 (Bastudes) は、潟で魚を捕るために用いる網の一種 (L'auteur anonyme, p. 461.)。

***** フィシュール (Fichures) は、魚を突くための三つ又簀 (ヤス) trident の一種とされる (ibid)。なお、本条にいう行為は盗みであり、それゆえ身体刑を定めているとの説明がある (Valin, tome 2, p. 666.)。

***** 本章表題の原語は、Des Parcs et Pecheries である。「生簀・養魚場」の訳語はこの2つの原語にそれぞれ対応するものではない。これらの原語は、海岸上の囲い込まれ

ルク*、ラヴォワール、クルティーンヌ、ならびに、ヴネ**と称される網を、次条以下に定める仕様および方法により張ることを許可する。

第2条 [656] 低パルク、ラヴォワール、〔網〕、クルティーンヌ〔網〕およびヴネ〔網〕の網目は2プス四方とする。これらはそのために砂に埋め込まれた、網を張るための杭に、〔砂に〕埋まらないように装着される。

第3条 [657] 高パルクの網目は1プスまたは小さくとも9リーニュ四方とする。これは、網の底部が砂に接触しないように、これから少なくとも3プス離して張られる。

第4条 [658] 木材または石材で建造されている生簀は、1544年以前に建造され、権利者が1584年3月の王令***第84条および第85条に従って維持している用益権を享受するものを除き、撤去する。ただし、これらであっても以下の方法〔(第5条ないし第7条)〕により建造されたものでなければならない。

第5条 [659] 石造りの生簀は、半円形に並べ最高で4ピエの高さまで石灰、セメントなどを用いずに積み上げた石材で建造され、海側の底部に2ピエの幅の開口部をもつものとする。この開口部は、聖レミの祝日から復活祭までは小さくとも1プス四方の目をもった木製の格子によってしか閉じてはならず、復活祭から聖レミの祝日までには2プス四方のものとする****。

たスペースで、排他的な漁業権を得るために何人かにより占められたもの (Valin, tome 2, p. 668.) という広い意味をもっている。なお、よく使われている (海岸) 生簀 Parcs には2種類あり、第1のもの (オニス地方では *écluses* という) は石材だけで作られ、漁業のほか牡蠣の養殖に利用され、第2のもの (*bouchots* といわれた) は泥底の地に杭と簀垣で作られ、同じく漁業のほか特にムール貝の養殖に利用されていたと指摘されている (*ibid*)。

* 高パルク (*hauts Parcs*) と低パルク (*bas Parcs*) は、いずれも海岸等の砂に杭を打ち込み網を張った生簀であり、本章第2条および第3条にそれぞれ示されるように網目の大きさが異なっている。網目はむしろ低パルクの方が粗いが、高パルクは砂地から3プス以上離して高く設置しなければならない (第3条)。

** ラヴォワール以下の原語は、*Ravoires, Courtines et Venets* であり、いずれも建乾網の種類をいうものと思われる。

*** アミロテに関する100箇条からなる国王アンリ3世の王令 (*édit*) であり、原文は本試訳のテキストである *Pardessus* のコレクションにも収録されている (tome 4, p. 296.)。

**** 本条および第6条・第7条の規定は、産卵期における魚卵および稚魚を保護しよう

第 6 条 [660] プショ*と称される生簀は、クレ**のように組み合わせた木材で建造され、海側の底部に同じく 2 ピエの幅の開口部をもつものとする。この開口部は、5 月 1 日から 8 月末日までは、網、木製格子、籠またはその他のものによって閉じてはならない。

第 7 条 [661] 木材と網で作られた生簀については、これらは 1 ピエ半の高さの単なるクレで建造され、これに 1 プス四方の網目の網を装着する。クレは、海側の底部にやはり 2 ピエの幅の開口部をもち、これは網によってしか閉じてはならず、その網目は復活祭から聖レミの祝日までは 2 プス、聖レミの祝日から復活祭までは小さくとも 1 プスとする。

第 8 条 [662] 何人にも、資格および身分のいかんにかかわらず、今後、海岸上に木材または石材で建造される生簀を構築することを禁止する。これに違反したときは、300 リーヴルの罰金を課し、かつ、その者の費用負担により当該生簀を撤去する。

第 9 条 [663] 海に隣在する封保有領主および他のすべての者に、生簀・養魚場について、または、海もしくは海岸で行われる漁業について、現金または現物***でのいかなる税も徴収することを禁止する。また、他者を排除して漁業を行うために海のいかなる区域をも独占することを禁止する。ただし、1544 年以前に国王の会計院から受けた受封所領明細書、または、適式な特許による場合はこの限りでない。これに違反したときは、要求したものの 4 倍額の返還、および、1500 リーヴルの罰金を課する。

第 10 条 [664] 同じく、島、沿岸に建設された要塞、都市および城の司令官、士官および兵士には、その地の近隣における漁業に何らかの支障をもたらすこと、ならびに、漁業を許可するとして漁師に金銭または魚を要求することを禁止する。これに違反したときは、士官については職務剥奪とし、兵士については身

とするものであって、本編には同種の規定がいくつか見られる。

* プショ (Bouchots) については、本章表題の注を参照。

** クレ (clayes) とは、明確でないが、柳または他の柔軟な木で編まれた平らな簀の子様の工作物であり、通常は長さが 4、5 ピエで、幅が 3、4 ピエ程度であると説明されている (L'auteur anonyme, p. 466.)。

*** 原文は、en deniers ou en especes であり、「現金または現物」との訳については [612] の注記を参照。

体刑を課する。

第11条 [665] 可航河川の河口または海岸で、船舶の通常の航路から200プラス以内*に建造された生簀は、所有者の費用負担によりこれを撤去する。

第12条 [666] ギド〔網〕**で漁を行うすべての者には、船舶の通常の航路またはこれから200プラス以内に網を張ることを禁止する。これに違反したときは、魚網を没収し、50リーヴルの罰金を課し、かつ、ギド網により生じた損害の賠償〔金の支払い〕を課する。

第13条 [667] 船舶の通常の航路に設置された、ギド〔網〕を張る杭は、本王令の公布の後15日〔以内〕に、各〔海事〕裁判所の国王代訴官の差配により所有者の費用負担をもって引き抜くことを命じる。これに違反したときは、その〔国王代訴官の〕職務を停止する。

第14条 [668] 引き抜かれた同じ場所に再び杭を設置した者に対しては、本王令の実施として訴訟が提起され、かつ、これが完遂されることを望む。また、違反者には鞭打ちの罰が科されることを望む。

第15条 [669] そのギド〔網〕が航海を害するものとして取り除かれた漁師、または、撤去された生簀〔について〕は、王領またはいずれかの個別の領主に支払うべきすべての地代および賦課金の支払いを免除される。これらの領主および国王収税吏には、その支払いを要求することを禁止する。これに違反したときは、公金横領の罰を科する。

第16条 [670] また、何人にも、3月1日から5月末日までの間、ブトゥ〔網〕またはブ・ド・キエーヴル〔網〕、リュシュ***、籠、その他の小エビ類****を捕

* Pardessus のテキストでは、deux cent brasses du passage ordinaire des Vaisseaux et au dessus とあるが、au dessus は au dessous の誤記と解されるので、訂正して訳した。なお、L'auteur anonyme および Valin の注釈書にある法文はいずれも au dessous となっている。

** ギド網 (Guideaux) は、大西洋岸で、可航河川の河口に打ち込んだ杭に張られる網をいうとされる (L'auteur anonyme, p. 469.)。

*** 原文は、Bouteux ou Bout-de-quièvres, ou ruches …である。なお、ruches は養蜂巣箱状の漁具であるとされる (L'auteur anonyme, p. 471.)。

るための漁具を用いることを禁止する。一年のいかなる季節においても、コルレ〔網〕、セン〔網〕*その他海岸上を引きずる同種の網で漁を行うことを禁止する。これに違反したときは、初回であれば裁量の罰金を課し、網を没収し、再度であれば身体刑を課する。

第17条 [671] さらに、上述〔(本章第2条)〕のものより小さい網目の生簀、ラヴォワール〔網〕およびヴネ〔網〕を製作すること、または、セン〔網〕もしくはコルレ〔網〕を製作すること、これらを販売し、または、隠し持つことを禁止する。これに違反したときは、25リーヴルの罰金を課する。

第18条 [672] 同じく、ムール貝養殖場でドレーグ網漁を行うこと、養殖場の底を刃物または他の同種の鉄具で削ること、ムール貝の稚貝を引き出すこと、および、未だ採取するに適していないムール貝を取り出すことを、〔前条と〕同じ制裁をもって禁止する。

第19条 [673] 本章各条の違反について、子の受けた罰金〔の納付〕はその父および母の責任とし、また、家臣もしくは使用人が課された罰金はその主人の責任とすることを宣言する。

第20条 [674] 海事裁判所の官職者には、罰金の3分の1を、その宣告に至るまでに生じた費用の支払いに充てることを許可する。

第21条 [675] これらの者〔(海事裁判所の官職者)〕には、すべてのセン〔網〕、コルレ〔網〕および本王令に定める仕様でない他の漁網を焼却することを命じる。そのために、これらの者は、沿岸を毎月視察し、時々漁師および沿岸住民の家屋を調査しなければならない。これに違反したときは、停職とする。

第4章 鮪網および梁

第1条 [676] 何人にも、国王の明示の許可を得ることなく、鮪網すなわちマグロ漁のための〔定置〕網を海に設置すること、および、海に梁を構築すること

〔前頁〕**** 原文は、Crevetes, Grenades ou Salicot と列挙している。

* 原文は、corlet, seynes であり、いずれも海岸上を引く網の名称である (L'auteur anonyme, p. 471.)。

を禁止する。これに違反したときは、没収および3000リーヴルの罰金を課する。

第2条 [677] 何らかの鮪網または梁の設置のために必要な特許王状を取得した者は、その漁を行うべき地を管轄する海事裁判所書記課にこれを登録させなければならない。

第3条 [678] 鮪網の所有者には、最も海寄りに突き出した先端に浮標*をつけることを命じる。これに違反したときは、その懈怠により生じた損害の賠償を課し、かつ、所有者の権利を剥奪する。

第4条 [679] 何らかの鮪網または梁を港または航海を害するおそれのある他の場所に設置すること、および、鮪網を引き上げながらこれらの〔航行を害するおそれのある〕場所に鮪網に装着された石**を放置することを、〔前条と〕同じ制裁をもって禁止する。

第5条 [680] 鮪網〔漁を行う船舶の〕船長は、他の漁師がトネール〔網〕またはコンプリエール〔網〕***を張り、鮪網の近隣で漁を行う自由を、これが鮪網の開口部およびマグロの接近する方向から2海里以内に近づくのでない限り、阻害してはならない。

第6条 [681] 梁の所有者および賃借利用者は、その梁の場所と範囲において、少なくとも常に4ピエの水があるように、水路および運河を毎年浚渫しなければならない。これに違反したときは、300リーヴルの罰金を課する。

第7条 [682] 〔梁の所有者および賃借利用者には、〕3月1日から6月末日までの間、梁を閉じることを、同じく300リーヴルの罰金の制裁をもって禁止する。海事裁判所の官職者には、この期間に梁を開かせることを命じる。これに違反したときは、停職の制裁を課する。

* 原文は Horins, Botiées ou Gaviteaux と列挙しているが、訳語について [514] の注を参照。

** 原文は、les Pierres ou Baudes であるが、後者は鮪網に取り付ける石そのものをいうようであり (v. L'auteur anonyme, p. 477.)、あわせて本文のように訳した。

*** 原文は、Thonnaires ou Combrieries であり、いずれもマグロなどの大型魚を捕るための網の名称である。

第 8 条 [683] 〔梁の〕所有者または賃借利用者は、その梁に接触した船舶の海事従事者に対して、接触がこれらの者の過失〔(フォート)〕または悪意により生じたものであることを証明しない限り、いかなる費用および損害賠償金も主張することができない。

第 5 章 ニシン漁

第 1 条 [684] ニシン漁のための漁網の網目は、1 プス四方を有するものとする。漁師はニシン漁に他の魚網を用いてはならず、またこの魚網を他の漁に用いてはならない。これに違反したときは、50 リーヴルの罰金および魚網の没収の制裁を課する。

第 2 条 [685] ニシン漁のために乗組員が漁網を海に入れるときは、他の船舶から少なくとも 100 プラスの距離を置いてこれを投じなければならない。かつ、2 つの信号灯火を高く標示しなければならない。1 つは船首に、他の 1 つは船尾にかかげる。これに違反したときは、同じく 50 リーヴルの罰金を課し、かつ、灯火を欠いたことにより生じた衝突によるすべての損害賠償金の支払いを課する*。

第 3 条 [686] 各乗組員は、魚網を海に入れたのち、船尾に灯火を維持し、かつ、他の漁師と同じ方向に漂流航行する義務を負う。これに違反したときは、〔前条と〕同じ制裁を課する。

第 4 条 [687] 夜間に停止し、投錨しようとする船舶の船長には、〔前々条と〕同じ制裁をもって、漂流航行中の船舶に何らの損害も生じさせないために十分な距離だけ、漁が行われている場所から離れることを命じる。

第 5 条 [688] 乗組員が何らかの事態により、漁を中止することまたは錨を下ろすことを余儀なくされたときは、異なる 3 回の信号灯火を標示しなければならない。第 1 の灯火は、漁網の引き上げを開始する時に、第 2 の灯火は、漁網を半分引き上げた時に、および、第 3 の灯火はこれを完全に引き上げた時〔に標示し〕、その後はこの灯火を海中に投棄する。

* ニシン漁は、船が網を引きながら漂流して漁を行うため危険性が高く、そこで本条以下の規定が置かれている。

第6条 [689] 漁網が海中に留まった場合には、第3の灯火を投棄せずに、第4の灯火を標示して、これら2つの灯火を漁網が回収されるまで保持しなければならない。

第7条 [690] すべての漁師には、必要がないのに灯火を標示し、または、ここに定めた時および方法とは異なってこれを標示することを禁止する。これに違反したときは、身体刑を科する。

第8条 [691] 船団の大部分の漁師が漁を止め、錨を下ろしたときは、他の漁師もこれに従わなければならない。これに違反したときは、すべての損害を賠償しなければならない、かつ、裁量的罰金を課する。

第6章 タラ漁

第1条 [692] 王国臣民がタラ漁を行うためにテール・ヌーヴ島の海岸に赴くときは、プティ・メートル*と称される湾に最初に到着し、または〔ここに最初に〕小艇を送った者が選択権を有し、自己に必要な広さの浜を得る。また、〔この者は、〕いわゆるエシャフォ・デュ・クロ**の地に、その到着日および選択した湾の名称を含み、みずからが署名をした掲示を行う。

第2条 [693] その後に到着したすべての船長は、順次、エシャフォ・デュ・クロに行き、または、〔使者を〕送って、同じ掲示の上に到着日、水夫の数、ならびに、その船舶および乗組員の規模に応じて選択した湾および浜を記入しなければならない。

第3条 [694] 最初に到着した船長は、その乗組員の1人により当該掲示を維持させる。船長は、この者を、すべての船長がこの掲示にその届出を記入するまで同地に留め、その後この掲示を保管する。

第4条 [695] すべての船長および海事従事者には、上述の方式による〔(掲示

* 原語は、Petit Maistre である。

** 原語は、l'Eschaffeau du Cros である (L'auteur anonyme のテキストでは l'Eschaffaut du Croc、Valin のテキストでは l'échaffaud du croc でありまったく一致しない)。éschaffaut (=échafaud(?): 足場) の形をした地であるという (L'auteur anonyme, p. 486.)。

への記入による)) 届出を行わないでいずれかの湾を拠点とし、または、いずれかの浜を利用すること、および、いずれかの船長をすでになされた〔湾・浜の〕選択について妨害することを禁止する。これに違反したときは、500リーヴルの罰金を課する。

第5条 [696] タラ漁を行うために、同じくその船舶でカナダ湾*に最初に到着した王国臣民は浜の長となり、自己に必要な場所をとることができるものとする。また、その後到着した者について、それぞれの船舶の規模および乗組員の員数に応じた必要な場所をその地に表示する。

第6条 [697] ロズィエ岬からエスポワール岬**までの総督または沿岸〔警備〕司令官、および、他のすべての者には、湾に最初に到着した船長を、浜の場所の選択および配分において妨害することを禁止する。これに違反したときは、不服従の制裁〔(極刑)〕を課する。

第7条 [698] テール・ヌーヴ沿岸およびカナダ湾のいずれにおいても、そこに到着した船舶の船長および乗組員には、底荷を湾に投棄すること、および、〔以前に〕湾または浜を選択した船長に帰属する、その地に残された塩および油を領得することを、50リーヴルの罰金の制裁をもって禁止する。

第8条 [699] 同じく、〔船長および乗組員には、〕浜の上に引き上げられ、または、タラ湾〔(カナダ湾)〕の小河川に残された小艇を、小艇の所有者の特別の委任なくして領得することを禁止する。これに違反したときは、その価額の支払いおよび50リーヴルの罰金を課する。

第9条 [700] ただし、〔小艇の〕所有者がこれを使用せず、または、何らの処分もしていない場合には、これを必要とする者は、最初に到着した船長の許可を得て、これを自己の漁のために使用することができる。これは、帰還時に所有者に対して賃料を支払うことを条件とする。

第10条 [701] いずれかの小艇を取得した船長は、その許可を与えた船長に対して、または、これが不在のときは近隣の浜にある船長に対して、小艇の数およ

* 原語は、la Baye de Canada である。

** 原語は、それぞれ Cap des Roziers, Cap d'Espoir である。

びその賃料支払いの承認を含む報告書を交付しなければならず、かつ、その沿岸に所有者があれば所有者に、または、〔所有者が不在であれば〕所有者の委任を受けた他の者に小艇を返還しなければならない。

第11条 [702] 〔船長は、〕漁の後、小艇を確実な場所に戻し、同じ〔許可を与えた〕船長があればこの船長から確認証を受け取らなければならない。この船長がその地にないときは、なお沿岸にある他の船長から証明書を取得しなければならない。

第12条 [703] テール・ヌーヴ沿岸またはカナダ湾に最初に到着した船舶の船長には、上記各条に対するすべての違反に関する調書を作成し、これに署名し、かつ、自己の船舶の乗組員である主要な上級船員に署名させることを命じる。また、帰還時には、必要な措置を講じられるように、海事裁判所裁判官にこの調書を提出することを命じる。

第13条 [704] テール・ヌーヴ漁場またはカナダ湾でタラ漁を行うすべての船舶の船長には、夜間に航海を行うことを禁止する。これに違反したときは、他の船舶と衝突したときに生じる損害の〔賠償金の〕支払い、および、1500リーヴルの罰金を課し、衝突によって人命が失われたときは身体刑を課する

第7章 国王の魚

第1条 [705] イルカ、チョウザメ、サケおよびマスは国王の魚であり、この〔国王の魚という〕性質により、これらの魚が海岸に打ち上げられたときは、これを発見し、安全な場所に置いた者に報酬を支払って、〔魚は〕国王に帰属することを宣言する。

第2条 [706] 海岸に打ち上げられ、発見されたクジラ、ネズミイルカ、アザラシ、マグロ、スフルール*およびその他の脂身魚**は、難破物として、打ち上げられた他の財産とすべて同じように分配される。

* 原語は、Souffleur であり脂身魚の名称とされるが確認できなかったので音訳にとどめた。

** 脂身魚 (Poissons à Lard) については、[614] の注を参照。

第 3 条 [707] 国王の魚または脂身魚が沖合で捕獲されたときは、これを捕獲した者に帰属する。国王取税吏、個々の領主およびその徴税人は、いかなる名目においても、これから何らの税も徴取することができない。

第 8 章 漁 師

第 1 条 [708] 本王令の公布の 3 月後〔までに〕、各海事裁判所の国王代訴官の差配において、海事裁判所代行官により、その管轄区域に居住し、海上漁業を行う 18 歳以上の漁師の名簿を作成する。この名簿は、各漁師の氏名、年齢および住所、ならびに、〔その者が〕関わる漁業の種類を明記する。

第 2 条 [709] 各聖堂区の 2 人の最古参親方漁師は、毎年四旬節の最初の日に、漁業のために海に出ることに関わる、その聖堂区の 18 歳以上のすべての者の一覧表を海事裁判所書記課に送付しなければならない。これに違反したときは、連帯して 10 リーヴルの罰金を支払う制裁を古参親方漁師に対して課する。

第 3 条 [710] また、各漁船の船長は、10 リーヴルの罰金の制裁をもって、その船舶許可証の取得に際し、乗組員を構成する者の名簿を海事裁判所書記課に提出する義務を負う。この名簿は、乗組員の氏名、年齢および住所を含むものとする。

第 4 条 [711] 8 人以上の親方漁師のある各港または聖堂区の漁師は、その中から同職共同体の親方代表を毎年 1 人選出する。親方代表は、海事裁判所官職者の面前で宣誓し、日々に漁網を検査し、欺瞞および本王令への違反について官職者に報告する。これに違反したときは、裁量的罰金を課する。

第 5 条 [712] いずれかの港または聖堂区において親方が 8 人に満たないときは、親方衆は親方代表の選出のために、隣接する聖堂区の親方衆を招請するか、または、これにみずから参加しなければならない。この選出は費用を要せず、いかなる饗宴もなくして行われなければならない。これに違反したときは、各違反者について 20 リーヴルの罰金を課する。

第 6 条 [713] 同職者団体の親方代表のある地においては、漁師は海事裁判所官職者の立ち会いにより毎年これを選出するために集会し、これらの官職者は指名された者の宣誓を受ける。これは費用を要せずして聞き届けられ、同職者団体

〔も費用を要しない〕。

(条文訳・完)

【1681年フランス海事王令目次】

(※ [] 内の数字は各章最初の条文の通し番号で訳文に付したものに对应する)

第1編 海事裁判所〔アミロテ〕の官職者とその管轄

- 第1章 提 督 [001]
- 第2章 海事裁判所裁判官の管轄権限 [015]
- 第3章 海事裁判所の代行官、評定官、国王弁護士および国王代訴官 [030]
- 第4章 書 記 [040]
- 第5章 海事裁判所の廷吏、検査吏およびその他の役吏 [055]
- 第6章 提督収税吏 [062]
- 第7章 通訳員および〔外国〕船長の取引仲立人 [067]
- 第8章 航海学教授 [082]
- 第9章 外国にあるフランス国民団の領事 [090]
- 第10章 船舶許可証および航海報告書 [117]
- 第11章 呼出状および猶予期間 [127]
- 第12章 時効および訴訟不受理事由 [130]
- 第13章 判決およびその執行 [140]
- 第14章 船舶の差押え・売却および売得金の分配 [147]

第2編 海の人と船舶

- 第1章 船 長 [166]
- 第2章 船舶付司祭 [202]
- 第3章 船舶書記 [206]
- 第4章 〔遠洋〕水先人 [215]
- 第5章 水夫長 [223]
- 第6章 外科医師 [228]
- 第7章 水 夫 [237]
- 第8章 船舶所有者 [247]

- 第 9 章 船大工および填隙職人 [253]
- 第 10 章 航海船およびその他の海の船舶 [260]

第 3 編 海事契約

- 第 1 章 傭船契約 [266]
- 第 2 章 船荷証券 [277]
- 第 3 章 運送賃・傭船料 [283]
- 第 4 章 水夫の雇入契約および賃金 [311]
- 第 5 章 冒険貸借契約 [332]
- 第 6 章 保 險 [350]
- 第 7 章 海 損 [424]
- 第 8 章 投荷および分担 [435]
- 第 9 章 捕 獲 [457]
- 第 10 章 報復認可状 [491]
- 第 11 章 海上死亡者の遺言および相続 [499]

第 4 編 港、沿岸、投錨地および海岸の治安

- 第 1 章 港 [510]
- 第 2 章 埠頭長 [533]
- 第 3 章 港湾水先人 [540]
- 第 4 章 底荷の積込みおよび取出し [558]
- 第 5 章 沿岸警備司令官 [566]
- 第 6 章 海の警備に従事すべき者 [572]
- 第 7 章 海 岸 [579]
- 第 8 章 投錨地 [581]
- 第 9 章 海 難 [586]
- 第 10 章 海藻の採取 [631]

第 5 編 海で行われる漁業

- 第 1 章 漁業の自由 [636]
- 第 2 章 各種の漁網 [639]
- 第 3 章 生簀・養魚場 [655]

- 第4章 鮪網および梁 [676]
- 第5章 ニシン漁 [684]
- 第6章 タラ漁 [692]
- 第7章 国王の魚 [705]
- 第8章 漁 師 [708(~713)]

訳者あとがき

ここまで「1681年のフランス海事王令」全713箇条を試訳として公表した。まず、今回分の第5編の試訳についてお断りしておかなければならない。第5編は「漁業」を対象としており、漁網や魚の名称、地名などが多く現れているが、いずれも当時の漁業や地理に関して専門資料に基づく調査をする余裕がなく、原文の理解においても、訳語についても、甚だ不十分なものとどまっている。本稿が、L'auteur anonymeとして引用している匿名の注釈者は、Valinの注釈書においてもCommentateurとしてしばしば登場するが、第5編についてのその解説はValinにより随所で厳しく批判されている。どうやら、訳者と同様に漁業についての十分な理解を欠いていたらしい。

すでに前回までに公表した4編635箇条だけでも王令の大部分を含んでいるし、かなり特殊といえる第5編については試訳の公表を差し控えるとの選択肢もあえたかもしれない。この点、テキストとしたPardessusのコレクションも、その採録方針から第2編(海の人と船舶)・第3編(海事契約)の掲載にとどめることを考えたようであり、次のように述べている。「第2編と第3編が私のコレクションの目的に最も直接的に関係することは明らかである。しかし、かくも美しい立法上のモニュメントを分割したとの非難を免れないであろうから、私はこの全体を掲載することを決心した。」と(Pardessus, Collection, tome 4, p. 250.)。つたない訳文でモニュメントを汚したとの批判はありえようが、ともあれ全条文の試訳を敢えて公表することにしたのは170年前に書かれたこの一文との出会いによる。

なお検討すべき点を残した試訳にすぎないが、海法史のみならず立法史上の金字塔の一つといわれるこの王令をともかく日本語で一覧できるようにしたいという所期の目的は、ひとまず達せられたものと思う。これを研究の一里塚として、読者各位のご教示をいただきながらさらに研究を進めていくこととしたい。